

電子町内会運用規定

(目的)

第1条 この規定は、インターネットを利用して、地域からの情報発信や、地域住民相互のコミュニケーションを促進することにより、地域の活性化を図ることを目的に設置した旭ヶ丘連合町内会（以下、連合町内会という）電子町内会の運用に関する事項を定める。

(会員)

第2条 電子町内会の会員は、旭ヶ丘に住所を有する者で、本事業の趣旨に賛同して別途定める手続きにより加入を申込み、許可された者とする。

2. 会員は、インターネットに接続できるパソコン又は携帯電話を所有し、連絡可能なメールアドレスを保有している者とする。

(役員)

第3条 電子町内会に以下の役員①およびウェブサイト管理者②を置く

- ①. 会長1名 会計1名 推進員2名
- ②. ウェブサイト管理者1名

(役員の任期)

第4条 電子町内会の役員は各町内会の副会長が担当し、任期は1年とする。

会長は副会長の中より互選する。

2. ウェブサイト管理者

ウェブサイト管理者は連合町内会長が選任し、連合町内会役員と同様に活動費を支給する。（再任を妨げない。役員の兼務は可とする。）

(役員の任務)

第5条 役員は次の職務を行う。

(1) 会長

本会を代表し、会務を統括する。また講習会等を実施し会員の増加を図る。

(2) ウェブサイト管理者

- ア) 会員の住所、氏名及びメールアドレス等の利用会員情報管理及び電子町内システムへの利用会員情報登録を行う。
- イ) 会員が安心・快適に電子町内会システムを利用できるよう努めるとともに、公序良俗に反した内容を掲載しないように注意を払い、不適切な内容については削除等必要な措置を行う。

- ウ) 連合町内会ウェブサイトの原本管理を行い、自らの責任で町内会ウェブサイトの更新を行う。
- エ) 電子町内会システムを管理するために必要なユーザID及びパスワード並びにサーバへのアップロードに必要なFTPのユーザID及びパスワードを善良なる管理者の注意をもって管理する。

(3) 推進員

- ア) 電子町内会の運営に関して必要な連絡調整を行う。
- イ) 電子町内会会員拡大のために、PR活動や勧誘を行う。
- ウ) ウェブサイト管理者とともに、ウェブページの作成・更新のために情報収集をし、ウェブサイトの企画立案を行う。

(4) 会計は、本会の会計業務を行う。

(会員の任務)

第6条 会員は、電子町内会システムの利用にあたっては、「岡山市電子町内会システム利用マナー」を遵守するとともに、電子町内会の活動に積極的に参加するものとする。

(会議)

第7条 本会の会議は運営委員会とし、会長が招集する。

2. 会議の議長は会長とする。

(運営委員会)

第8条 運営委員会は、次のものをもって構成する。

- (1) 会長、ウェブサイト管理者及び推進委員
- (2) 会長が必要と認めて選任した会員
- (3) 会長より委嘱された者

2. 運営委員会は、会員の入退会、電子町内会の拡大・活性化に関する事項、及びウェブページの作成のための情報収集と編集を行なう。

3. 運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。

(経理)

第9条 電子町内会の経費は、連合町内会費及びその他の収入をもってあてる。

- 2. 経理は、連合町内会総会で議決された予算に基づいて行われる。
- 3. 決算は、会計監査を経て連合町内会総会に報告され、承認を得なければならない。
- 4. 会計年度は毎年3月1日に始まり、翌年2月末日までとする。

(規約改正)

第10条 本規約は、総会において出席者の過半数の賛成を得て改正することができる。

附則

(施行期日)

この規約は、平成25年 7月 1日から試行する。

平成26年3月30日 制定

令和2年 3月21日 改正